

○那須烏山市山あげ会館設置、管理及び使用料条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日規則第 114 号

改正

平成 18 年 8 月 28 日規則第 28 号

那須烏山市山あげ会館設置、管理及び使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[那須烏山市山あげ会館設置、管理及び使用料条例\(平成 17 年那須烏山市条例第 119 号。以下「条例」という。\)](#)第 16 条の規定に基づき、[条例](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 [条例第7条第1項](#)の規定により、同項に規定する施設等(以下「施設等」という。)の使用の許可又は使用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、山あげ会館施設使用許可申請書([別記様式第1号](#))を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成 18 年規則 28 号〕

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、山あげ会館施設使用許可書([別記様式第2号](#))を当該申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成 18 年規則 28 号〕

(使用料の納入)

第4条 [条例第7条第1項](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等を使用する日前に使用料を納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成 18 年規則 28 号〕

(使用料等の減免)

第5条 [条例第12条第3項](#)の規定により使用料又は入館料を減額し、又は免除することができるときは、次のとおりとする。

(1) 市の区域内の学校等を対象に、教育課程に基づく学習活動として入館するとき。

(2) 市が主催する事業又は市の区域に住所を有する他の公共的団体が使用するとき。

(3) その他使用が公益上必要と市長が認めるとき。

一部改正〔平成 18 年規則 28 号〕

(使用料等の還付)

第6条 [条例第12条第4項](#)ただし書の規定により使用料又は入館料を還付することができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 山あげ会館の管理上特に必要があるため、指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者又は入館者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用し、又は入館に係る展示物の全部若しくは一部を観覧することができないとき。
- (3) 使用者が、使用日までに、使用の許可の変更を申し出て指定管理者がこれを認めたとき。

一部改正〔平成18年規則28号〕

(利用料金)

第7条 市長は、[条例第12条第5項](#)の規定により、同条第1項の使用料及び入館料を利用料金とし、指定管理者に当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 [条例第12条第5項](#)の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、山あげ会館施設利用料金減免申請書([別記様式第3号](#))を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、[条例第12条第6項](#)の規定により利用料金を定めたときは、当該利用料金の額を公表しなければならない。

追加〔平成18年規則28号〕

(原状回復の点検)

第8条 使用者は、[条例第13条第1項](#)の規定により原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

一部改正〔平成18年規則28号〕

(使用終了の届出)

第9条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

一部改正〔平成18年規則28号〕

(損壊の届出等)

第10条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

一部改正〔平成18年規則28号〕

(使用者の遵守すべき事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設等以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 指定管理者の許可を受けずに山あげ会館内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の提示等を行わないこと。

- (3) 指定管理者の許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 指定管理者の許可を受けず備付けの物品等を移動しないこと。
- (5) 施設等に収容する人員は、定員を超えないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が別に指示した事項に従うこと。

一部改正〔平成 18 年規則 28 号〕

(管理上の指示)

第 12 条 指定管理者は、山あげ会館の管理上必要があるときは、現に利用させている施設等に立ち入り、必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成 18 年規則 28 号〕

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の烏山町山あげ会館の設置、管理及び使用料条例施行規則(平成 3 年烏山町規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 8 月 28 日規則第 28 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)のうち、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により指定管理者に行わせるものとした業務に係るものは、当該規則の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。